



JAL不当解雇撤回ニュース

No512号 201611.07
発行: JAL 解雇撤回国民共闘事務局
連絡先: 航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4
フェニックスビル内
TEL:03-3742-3251 FAX:03-5737-7819
<http://www.jalkaikotekkai.com>

石井国土交通大臣の発言(10/20 参議院国土交通委員会)

「管財人の不当労働行為が最高裁で認定されたことは、遺憾である」

「解雇問題は JAL で適切に処理されるべき」

10月20日、参議院国土交通委員会において、山添拓議員（日本共産党）が、最高裁決定により確定した管財人の不当労働行為と解雇問題について質問し、政府側が答弁をしました。以下に質疑を紹介します。（中略あり）

【山添議員】そもそもこの不当労働行為を行った張本人は誰か。政府が約半分を出資する公的機関の人間です。本来支援機構は公正な立場で立て直しを進める管財人でありながら、同時に再建のための出資も行っています。いわばお金を出す側と受け取る側と両方になったわけです。

所管する公的支援の方法として、会社更生法上の管財人と出資者を兼ねた、こうしたスキームを使ったケースは JAL 以外にあったでしょうか。また、このスキームを採用した際、これまで参考となった先例はあったのでしょうか。

【政府参考人・伊野彰洋氏】管財人への就任と出資を併用するスキームを用いた事例は日本航空の事例以外にないと承知しています

【山添議員】支援機構が仮に管財人の立場だけなら、「スト権確立なら出資はしない」、こんな発言は出来ません。出資者の立場だけでもこの発言はできません。管財人と出資者、両方の立場を兼ね備えた、前代未聞の特異なスキームが不当労働行為を可能にしたと言えます。

管財人である支援機構の不当労働行為が最高裁で確定をしました。どのように受け止めているか。また、判決を受けてどのように対応したか。

【越智隆雄副大臣】企業再生支援機構の職員等による発言が不当労働行為と認定されたことは、遺憾だというふうに考えている。

最高裁の判決を踏まえ、法令順守の徹底を改めて社内で行うなど、引き続き適切な業務運営を行ってみたいと考えています。

【山添議員】組合に対して、内閣府として、機構を所管する立場として謝罪することは当然だと思うがどうでしょうか。

【越智副大臣】先ほど、遺憾だと言うふうに申し上げましたが、言い換えれば、よくなかった言うふうに考えている。

【山添議員】支援機構が管財人と出資者を兼ねるというスキームを考案したのは、国交大臣が2009年に設置した JAL 再生タスクフォースの考案です。国交省も関与した異例のスキームの中で起きた不当労働行為です。大臣はこの責任をどのように考えているか。



【石井国交大臣】これは前政権時代でしょうか。JALの再生のための様々な枠組みを検討したという事かと存じますが、その中で不当労働行為が認定されたことは私自身も遺憾に思っている所です。

【山添議員】この間ずっと苦しみ続けているJALの労働者の方たちの前で、前政権が行ったことだから関係ないというようなお考えは示さないで頂きたい。

働く者の職場を奪って、労働者の団結を侵して、司法に断罪されてもいまだに国の責任を認めない、個別の労使間の問題のように扱っている。

私は何よりも空の安全にかかわる問題だから申し上げている。客室乗務員で言えば、人材流出が止まらず、今3人に1人が新人です。今年に入ってから、ドアモードの誤操作、カートを転倒させる、乗務員が客にスープをこぼしてやけどをさせる、こうした不安全事故がいくつも報告されています。過酷な勤務の中で、乗務員自身が体調を崩して機内で自ら医者を探したというケースも報告されています。

整理解雇から5年で2970名の客室乗務員を採用してきました。このうち1100名は外国人です。外国人は、破たんして退職した人を複数名再雇用、再契約で職場に戻している。然し、日本人の退職者は一人も再雇用していないそうです。大臣はこれらの事実を把握していますか。

【石井国交大臣】日本航空が採用する客室乗務員が過去に日本航空に在籍していた者であるか否かについては、国土交通省として承知していない。

【山添議員】経営破たんをやむなく退職させてしまった労働者については、経営が再建したら元に戻す、これが世界的に常識です。なぜ日本ではできないのか。ましてや、JALは、経営破たんした当時も含めて莫大な利益を上げ続けています。

整理解雇の過程での不当労働行為が最高裁で確定し、ILOも職場復帰に向けた労使の意義ある対話をするよう政府に繰り返し勧告している。客室乗務員に限らずパイロットも180名が退職するなど、人員不足も深刻です。国交省もパイロ

ットの不足については問題意識を持って取り組まれていると伺っています。何よりも空の安全にかかわる問題です。

国交省として、JALに対して解雇問題の解決のために労使の協議を行うよう指導をする必要があるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

【石井国交大臣】日本航空の整理解雇につきましては、個別企業における雇用関係に係る問題でございまして、日本航空において適切に対処すべきものと考えています

【山添議員】2012年8月10日の「日本航空の企業再生について」では、JALの2016年度までの中期経営計画の期間中、航空局は、再生の進捗状況について報告を求め、その状況を監視し、必要に応じ、指導助言を行うとしています。指導の必要性は、航空局自身が認めているのではないか。

【石井国交大臣】行政として関与することは適切でないと考えています。



【山添議員】JALは国策として企業再生が行われたわけです。公的機関である支援機構が労使の誠実な協議に応じないばかりか、国がこしらえた特異なスキームに乗じて虚偽の事実を伝えてまで不当労働行為を行い、その違法行為が最高裁で断罪されています。

JALは不当労働行為の謝罪文を社内に掲示したと聞いていますが、それだけで済む話ではない。整理解雇された客室乗務員の方からは、この時期になると、乗務を外され、辞めるか解雇されるか迫られたことを思い出すと伺った。このまま放置することは許されないと考えます。

何よりも安全のために、今こそ国が自らの責任を重く受け止めて、解決のために役割を果たすべきであるという事を強調して質問を終わります。